

内水面漁場管理高度化に向けた連携体制構築支援事業 Q & A (令和6年9月版)

事業の実施にあたり、補助対象経費などについては「令和6年度みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業における内水面漁場管理高度化に向けた連携体制構築支援事業に係る公募要領」(以下、「公募要領」といいます)に記載されている事項を基本としてください。いくつかの項目については、以下のQ & Aに記しましたので、参考にしてください。判断が付かない場合、相談が必要な場合は、事務局(全内漁連ならびに日水資)までご相談ください。

※二次募集では「ICT遊漁券システム等の導入」のみ支援をします。

※本Q & A集は、初版より二次募集に係る内容のみ示しております。

12 消費税分は補助対象から外す必要はあるか。

消費税分を補助対象から外す必要はありません。ただし、課税事業者であって消費税仕入れ税額控除を行う場合は、ご報告ください。控除税額のうち国費相当分は国への返納が必要になります。

14 概算払いはいつか。

概算払は、11月末までの実績で、請求手続きを予定しております。

概算払いを希望される場合は、遂行状況報告(令和6年12月16日までに提出)の際に、一緒にご提出いただくように考えております。詳細は遂行状況報告の時期に近づきましたらご連絡します。なお、概算払はこの一回のみです。

15 事業経費の精算時に必要な書類について。

概算払いや精算払いの申請時に、証拠書類として以下を添付してください。

- (1) 領収書、振込明細や受領書など支払った事が分かる証拠書類
- (2) 業務委託契約書

16 漁協は都道府県と、具体的にはどのように連携すればよいのか。

都道府県の参画方法としては、活動計画の作成や検討会への参画、取組の進捗確認、指導・助言等を想定しています。

25 来年度も引き続き事業を実施できるのか。

ICT 遊漁券システム等の導入のみの場合は単年度のみの支援となります。

なお、事業実施終了後も3年間は継続して取組状況の調査を行うなどの責務がございます。詳しくは「公募要領」11の事業実施団体の責務等をご参照ください。

26 今年度からの「みんなでやるぞ事業」でも、補助率は1/2にはなるが、引き続き ICT 電子遊漁券の販売システムの導入が出来るというので、B 事業者の ICT 電子遊漁券の販売システムの導入を含めた取組を実施できるのか。

※すでに、「やるぞ事業」で A 事業者の ICT 電子遊漁券の販売システムの導入済み。

「やるぞ事業」は終了し、今年度から「みんなでやるぞ事業」になりますが、過去に補助事業で導入されている場合、異なる事業者であれば可能です。

27 初めて ICT 電子遊漁券の販売システムの導入を考えている。ICT の導入だけ実施できるのか。

ICT 導入だけの実施は出来ます。

※“二次募集”では「ICT 遊漁券システム等の導入」のみ支援をします。

34 漁協・漁連以外は補助を受けることができないのか。漁協を含む任意団体は事業実施機関になり得るのか。

事業実施機関は漁協・漁連に限定しています。漁協・漁連を主体として、関係者として連携して活動するという形であれば、支援対象とします。

35 今まで「やるぞ事業」実施機関として選定された漁協は、支援対象となるか。

支援対象となりますが、すでに ICT 電子遊漁券を導入済みの場合、同じ事業者の ICT 導入費用は支援対象外となります。※上記 26、27 も参照ください。

36 採択前に実施した取組は支援対象となるのか。

支援対象となりません。支援対象となるのは、交付決定後に実施した取組に限られます。

37 ICT 導入について、例えば、電子遊漁券の購入システムはすでに導入しているが、監視システムはこれから導入する場合、監視システムの導入に係る経費は支援対象となるのか。

導入済みの電子遊漁券システムに監視システム等を追加するために要する必要最低限の経費であれば、支援対象とします。監視システムは「ICT遊漁券システム等の導入」となりますので補助率 1/2 となります。

38 電子遊漁券をすでに導入している漁協同士で、新たに共通遊漁券を導入することは可能か。

共通遊漁券を更に導入する利点があれば、支援対象になると考えます。※上記 26、27 も参照ください。

41 電子遊漁券の導入にあたり遊漁規則を改正する必要があるのか。(記載事項、交付場所、承認証携行)

既に電子遊漁券を導入している漁協の事例を参考にしてください。公募要領「別紙 1 令和 5 年度まで実施した、やるぞ事業の取組事例について(参考)」も参照ください。また、地域によって遊漁規則の内容や、考え方など対応は異なるため、実施する際は事前に都道府県の担当者にご相談ください。

上記以外にも、ご不明な点がございましたら、事務局へお気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先)

◎公益社団法人日本水産資源保護協会 担当：瀧田・田角・安原・篠原

TEL：03-6280-5033 E-mail：yaruzo@fish-jfrca.jp

◎全国内水面漁業協同組合連合会 担当：三栖・岩下

TEL：03-6260-9595 E-mail：yaruzo@naisuimen.or.jp